

欠格要件の在り方について

—報告書—

平成 19 年 3 月

欠格要件の在り方検討会

欠格要件の在り方検討会 報告書

平成19年3月
欠格要件の在り方検討会

1 経緯と現状

(1) 法改正の経緯

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処理をめぐっては、これまで不法投棄等の不適正処理が後を絶たず、経済界、自治体及び一般国民から、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する規制強化を求める強い要請があった。このような社会的状況の中で、政府は、平成3年以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の度重なる改正を行い、諸問題に対応してきた。

特に、処理の主軸を担う産業廃棄物処理業に関しては、暴力団の資金源になっている等の指摘も踏まえ、欠格要件に暴力団員を追加するなど産業廃棄物処理業の許可（以下「処理業の許可」という。）の要件を逐次強化してきたところである。これまでになってきた欠格要件の強化に関する廃棄物処理法の主な改正点は以下のとおりである。

○平成3年改正

- ・禁錮以上の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・廃棄物処理法、環境法令（大気汚染防止法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）、水質汚濁防止法（水濁法）等の生活環境の保全を目的とする法令をいう。以下同じ。）違反で罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・刑法等の罪により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・役員、使用人等が欠格要件に該当する法人 等

○平成9年改正

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）違反により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・許可を取り消された法人の役員
- ・実質的な支配力を有する者（黒幕）が欠格要件に該当する法人 等

○平成12年改正

- ・暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する法人

また、産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置許可（以下「処理施設の設置許可」という。）に関しても、ブローカー等が転売利益を目的に、処理施設の設置許可を取得した後に適正処理能力の乏しい他者に譲渡するという事例が見られ、処理施設に対する不信感が増大していたことにかんがみ、平成12年の廃棄物処理法改正において、処理業の許可と同様、処理施設の設置者に関する人的要件を追加したところである。

このように産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより悪質業者の新たな参入を阻む一方で、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当するに至った際に、該当者を産業廃棄物処理業界から確実に放逐することにより業界の浄化を図っていくこと、換言すれば、法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる産業廃棄物処理業の運営を図ることによって産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭し、ひいては効率的な産業廃棄物行政の推進を図る必要があったことから、平成15年の改正に際し、いわゆる欠格要件への該当を理由とする取消処分を義務化したところである。

（2）許可取消の現状

平成15年改正法施行（平成15年12月1日施行）以降、処理業の許可及び処理施設の設置許可の取消処分件数は激増し、その後も高水準を維持している。具体的には、処理業の許可及び処理施設の設置許可を合わせた取消処分件数は、平成14年度には398件であったものが、同15年度には666件、同16年度には945件へと激増し、同17年度以降も1,000件程度と高水準を維持する見込みである。また、暴力団（構成員及び準構成員）の罪種別検挙人員の内訳を見ると、廃棄物処理法に違反して検挙された人員は毎年200人前後で推移しており、業関係の法律違反では風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業法）に次いで例年2番目に多い検挙人員となっている。

一方、平成15年改正法施行後、産業廃棄物処理業者、あるいは経済界から、欠格要件の在り方及びその運用や、義務化された取消しが厳格に過ぎ、規制緩和の方針に反するのではないかとして、欠格要件の在り方やその運用を見直すべきとの要望が提出されるなどした。

もとより規制緩和とは、参入障壁を撤廃しつつモニタリングや事後チェックを

厳格に行おうとするものであり、取消しの義務化は規制緩和の方針に反するものではないが、廃棄物処理法の厳格なる運用の如何によっては規制緩和の方針に実質的に反する事態を招来しないわけではないので、こうした要望を踏まえ、欠格要件の在り方及びその運用について検証及び評価を行うとともに、今後の欠格要件の在り方及び運用を検討するため、平成17年6月に6名の学識経験者からなる本検討会を発足させたものである。

さらに、政府としては、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）の中で本件を位置付け、本検討会において欠格要件の見直しの必要性等について検討し、平成18年度中を目途に一定の結論を出すこととした。

2 検討の経過

（1）検討手順

本検討会は、産業廃棄物処理業者、経済界及び地方公共団体の意見を踏まえつつ、欠格要件の在り方及びその運用につき様々な角度から検討してきた。手順としては、てはじめに運用面における対応が可能なものについて検討及び対応することとし、その上で欠格要件の在り方そのものについて議論することとした。

まず、平成13年5月15日付け環廃産第260号をもって通知した「行政処分の指針」の見直しに関する議論を行い、欠格要件の運用に関して、以下の緩和策を講じることとし、平成17年8月12日付けで同指針を改正した。

① 廃棄物処理法第7条第5項第4号ニにおける「法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」との規定（以下「黒幕条項」という。）において、従前は、発行済株式総数の5%以上の株式を保有する株主又は出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者は、自然人及び法人を区別することなく業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有すると解釈していたが、これを自然人に限る（法人は除く）こととし、かつ、総合的に判断することとした。

② 廃棄物処理法第7条第5項第4号トにおける「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」との規定（以下「おそれ条項」という。）において、従前は道路交通法等他法令の違反により繰り返し罰金以下の刑に処せられた者等を欠格要件に含み得ると解釈していたが、他法令違反のうち廃棄物処理業務に関するものに限定することとした。

(2) 関係団体からのヒアリング

産業廃棄物に関する者の実情及び要望を把握し、欠格要件の在り方そのものについての検討に資するため、関係団体からのヒアリングを2回行った。その概要是以下のとおりである。

① (社) 日本経済団体連合会

- ・ 欠格要件該当者の許可を取り消す目的は、悪質な産業廃棄物処理業者を迅速に排除することであり、処理業の許可の取消しのみで十分目的を達成できる。したがって、欠格要件に該当した場合、処理業の許可の取消しについては「義務的取消し」とし、処理施設の設置許可の取消しについては「裁量的取消し」とるべきである。
- ・ 環境法令違反を暴行や傷害などの重大な刑法犯と同様の取扱いにするのは疑問である。過失や事故により環境法令に違反する可能性もある。また、複合的な経営を行っている企業では、特定の事業所で欠格要件に該当した場合、他の事業所における処理施設の設置許可及び処理業の許可に影響が及ぶこととなり、経営リスクが増大し、企業の経営構造が歪められる。したがって、環境法令違反の場合については、処理施設の設置許可に加えて処理業の許可の取消しについても「裁量的取消し」とるべきである。
- ・ 法人役員又は政令使用人が業務とは関係のない交通事故等の私的な行為により禁錮以上の刑に処せられることもあるため、このような場合には、「義務的取消し」の対象外とするべきである。
- ・ 監査役は、取締役などの業務執行を監督する立場にあるため、法人役員の範囲に監査役を含めるべきではない。
- ・ 他に5%以上の株式を保有する者又は5%以上の出資者がいる場合など、他者との相対的な位置関係により会社に対する影響力が異なるため、一律に5%以上の株式保有者又は出資者を役員と同等以上の支配力を有する者と認定せず、総合的に判断するべきである。
- ・ 循環型社会の形成が促進されるよう、廃棄物処理法の欠格要件に該当しても、個別リサイクル法の認定が取り消されないように個別リサイクル法の規定や運用を見直すべきである。

② (社) 全国産業廃棄物連合会

- ・ 軽微な法違反であっても欠格要件に該当した場合には、自動的に許可を取り消される現行制度は厳しすぎるため、「裁量的取消し」とるべきである。
- ・ 建設業法のように、許可取消し後にその原因を取り除けば、再度許可を取得

できる運用にするべきである（欠格期間が一律に5年間は厳しい）。

- ・建設業法のように役員を兼務している法人への影響を避けるための規定を設けるなど、連鎖取消しの制度を見直すべきである。
- ・5%以上の株式保有者又は出資者については、5%という数値自体に合理性がないため、一律に役員と同等以上の支配力を有する者と認定するべきではない。
- ・欠格要件に該当した場合に義務付けられている届出を行った場合には、届出に対する動機付けのために、特典を与えて欲しい。
- ・環境法令違反はやむを得ないが、業務とは関係のない交通事故等の私的な行為により禁錮以上の刑に処せられた場合は、直ちに許可取消しとはしないで欲しい。
- ・法人役員の範囲から監査役を外すべき。

③地方公共団体

(A)

- ・連鎖的な許可取消しについては、一定の歯止めをかけるべき。

(B)

- ・現行の欠格要件の適用について特に問題となったことはない。
- ・他法令との比較において、廃棄物処理法の運用が厳しすぎるとの批判は、欠格要件の議論においては本末転倒である。
- ・仮に、許可取消しの要件を緩和する法改正を行う場合は、法改正前に許可取消処分を受けた者から不平不満が寄せられることが予想されるため、公平性の観点から、十分に法的な整理を行って欲しい。

(C)

- ・事故や過失により他法令に違反しただけでは、業の適切な遂行を期待し得ないとは必ずしも解せないケースがある。

(D)

- ・対象法令に限定がない規定等検討すべき課題が残るもの、この間行われてきた欠格要件強化の方向性そのものについては一定の評価ができると考える。
- ・一方、現行の規定では、法人役員が逮捕された場合であっても、刑が確定するまでの間に当該役員が解任された場合には、「おそれ条項」に該当しない限り許可を取り消すことができないなど、取消処分逃れの事例が存在する。したがって、このような取消処分逃れを防ぐため、廃棄物処理法の改正などにより方策を講じるべきである。

(3) 見直しについての議論の概要

関係団体からのヒアリング内容を踏まえつつ、また、取消処分の義務化に伴う行政処分件数等施策の効果を検証しながら、欠格要件の見直しの可能性について、主として以下の論点について広範な議論を行った。

① 取消処分義務化に関する全体的視点

平成15年改正法施行によって取消処分が義務化された結果、取消処分件数は激増し、高水準を維持している。廃棄物処理業界及び経済界からは欠格要件が厳しすぎるとの意見が寄せられているが、平成15年改正法施行後に取消処分件数が激増し、高水準を維持しているのは、悪質な産業廃棄物業者の排除が進んでいる証左と認められ得る。

② 個々の欠格要件に関する個別的視点

a) 無限連鎖

現行法は、許可を取り消された法人Aの役員aが別法人Bの役員も兼ねていた場合に、たとえ法人Bが優良業者であっても許可を取り消されるところ、法人Bの役員bが更に別の法人Cの役員を兼ねていた場合に法人Cも許可を取り消されるなど、取消しの連鎖が無限に続くかにも読める。この点については、今までの運用でも法人Cまで取り消された事例はみられないが、仮に運用が厳格になされると、理論上、取消しが無限に続くこととなり、これは、悪質な産業廃棄物処理業者を迅速に排除し廃棄物の適正な処理体制をより一層確保するという欠格要件の制度趣旨からみて、行き過ぎであるとの指摘がある。

この点について、欠格要件の連鎖形態毎に、取締役会や監査役の各役員に対する監督義務、役員同士の相互監督義務などの観点から議論を行った。その結果、法人Aを監督する立場にある役員aを雇用する法人Bは、法人A又は法人Aの役員の監督をなし得ていない役員aを雇用している観点から、一定の責任を免れることはできないが、法人Cについては法人Aに対する監督責任を認めるのは困難ではないかと考えられた。

したがって、取消しの連鎖を法人Bまでに止め、法人C以降まで連鎖させないという、連鎖的取消しを途中で遮断する措置を検討する余地があると考える。

b) 廃棄物処理業務との関連性で判断するか

廃棄物処理業務とは関係のない場合における違反行為、例えば、飲酒運転

により禁錮刑に処せられた場合や、けんかにより罰金刑に処せられた場合など、私的な行為の中で違反行為に至った場合までも欠格要件に該当させるのは行き過ぎであるとの指摘がある。しかし、何をもって業務関連性がないとみるのか線引きの判断は困難（例えば、飲酒運転の場合、禁錮以上の刑に処せられてはじめて欠格要件に該当する、言い換えれば、禁錮以上の刑に処せられたという事実の悪質性に着目して欠格要件とされているところ、飲酒運転といつても取引先との飲食に起因するものも考えられるなど業務関連性の判断が困難となる。）であるし、暴行罪や傷害罪による罰金刑を欠格要件としているのは暴力団排除が目的のひとつであり、いまだ暴力団排除が十分に達成されていない段階でこの要件を緩和するのは妥当ではない。

c) 過失による環境法令違反

仮に優良業者であっても作業事故の発生を完全に防止することは不可能であり、過失による法違反を完全になくすことはできないことから、特に複合的な経営を行っている企業では、一事業所の事故の影響が他事業所にも及ぶことも含め、それのみをもって許可を取り消すことは社会的な損失と考える向きもある。しかし、過失犯といえども故意犯と同等以上の社会的侵害性を有する事例も想定され、また、そもそも過失犯で起訴される事例は相当悪質なものに限られているという現実がある。さらに、環境という価値の重要性についての国民の認識は、ますます高まっていることにも留意すべきであろう。

d) 処理施設の設置許可における人的要件

処理施設を設置し、処理後の廃棄物を原料や燃料として利用する製造業者などは、資源循環型社会の構築を推進するうえで一定の社会的役割を担っており、こうした製造業者が運転管理する処理施設については、それを適切に稼働させることこそが公益に資する面を否定できず、また、このような処理施設を稼働させることそれ自体は悪質な産業廃棄物処理業者を排除するという欠格要件の制度趣旨に必ずしも反するものではないと考える。

しかし、平成12年改正法により、処理施設の設置許可に人的要件を追加した経緯を踏まえると悪質な事業者を排除する必要があることに変わりはなく、上記①「取消処分義務化に関する全体的視点」で述べたとおり、平成15年改正法の効果を見極め得る段階には至っていない。

なお、処理施設の設置許可取消し後に短期間で許可の再取得を可能とする方策や、人的要件の審査のみ（アセス等の手続や技術審査は不要）で再取得

を可能とする方策も考え得るが、そもそも製造事業者の設置する処理施設においては、たとえ短期間でも稼動が停止することそのものが問題であるため、裁量的取消しとして欲しいとの要望がなされているものと理解される。

e) 役員等の範囲

会社法の下では、監査役は取締役等の業務執行を監査する立場にあり、業務執行からの独立を図っていること、また、社外監査役は複数の会社の役員を兼務することが多く、連鎖取消しの影響が非常に大きいことから、欠格要件が適用される役員から除外するべきとの指摘がある。しかし、産業廃棄物処理業界は小規模な事業者が主体となっており、全ての監査役が会社法で予定されている役割を遂行できているのかについては疑問が残るばかりか、そもそも取締役等に欠格要件を設けているのは、産業廃棄物処理業界における法令遵守を徹底させるためであり、取締役等の業務執行権限に着目したものではないことに留意すべきである。

これらを踏まえ、当面の結果（見直しの方向性）について、以下のとおり取りまとめ、提言することとする。

3 見直しの方向性に関する提言

1で述べたとおり、平成15年改正法による許可取消処分の義務化に伴い処分件数が激増し、高水準を維持していることから、産業廃棄物処理業界の浄化及び法令遵守の徹底化という同改正法の目的が一定の効果として現れているものと一応認めることができる。今後、取消処分件数が高水準維持から一転して減少傾向を示すようになれば、悪質業者の締め出しが進行し、産業廃棄物処理業界の浄化等が図られているものと見ることができ、その時点で欠格要件の在り方を改めて見直すとの方向を打ち出すことも考えられる。ところが、本検討会が結論を出すべき期限とされた平成18年度末は、平成15年改正法施行から約3年が経過したにすぎず、取消処分件数の今後の推移を見通せない状況では、いまだ同改正法による産業廃棄物処理業界の浄化及び法令遵守の徹底化の効果を検証し得る段階には至っていないと考える。

したがって、本検討会は、欠格要件に係る議論全般を総括する意味で、先ずは以下のことを提言する。

【提言 1】

現時点では、許可取消しの義務化に伴う効果を検証し得る段階には至ってはない。このため、現行の欠格要件の体系について、現時点で直ちに大きく見直すべき段階に至っていないと考える。

しかし、個々の欠格要件を検討するに、現時点においても、いわゆる無限連鎖の問題については、再検討の余地があると思料される。

すなわち、法人の役員又は政令で定める使用人が欠格要件に該当した場合、例えば、役員 a が欠格要件に該当したことにより法人 A の許可が取り消された場合、法人 A 及び法人 B の役員を兼務する役員 b も欠格要件に該当することになり法人 B の許可も取り消されることとなるが、さらに法人 B 及び法人 C の役員を兼務していた役員 c の存在を以て法人 C の許可をも取り消すべきかの問題については、役員 a の法令違反行為を監督すべきであった役員 b が役員を務める法人 B については法令遵守の徹底が期待できないことを理由にその許可を取り消すのが廃棄物処理法の趣旨ではあるが、役員 c についてまで役員 a の監督義務を認めることはできず、従って役員 c を介して法人 C の許可までを取り消すことは必ずしも廃棄物処理法の意図するところではないと認められる。したがって、現在の運用上、特段の問題が生じているものではないが、理論的には無限連鎖が生じる可能性があることから、これを避けるために法改正あるいは法の趣旨を明確化した通知の発出などを検討する余地があるので、本検討会は以下のとおり提言する。

【提言 2】

いわゆる無限連鎖の問題については、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な産業廃棄物処理業者までも許可を取り消される結果となり、社会的公正の観点から不適正な事例を招来しないよう、早急に許可取消しの無限連鎖を断ち切るための必要な措置を講ずるよう検討すべきである。

また、以上を総括すると、平成15年改正法による効果の検証を引き続き、行いつつ、更なる検討が必要と思料されることから、以下のとおり提言する。

【提言3】

今後も、平成15年改正法による効果の検証を引き続き行いつつ、欠格要件のあり方及びその運用について、関係者の意見を聴きながら検討を継続すべきである。

4 付言

平成15年改正法施行以降、処理業の許可及び処理施設の設置許可の取消処分件数が激増し、いまだ高水準を維持している背景には、産業廃棄物処理業者あるいは処理施設の設置者に要求される最低限の資質である法令遵守の徹底が不十分であることもさることながら、コンプライアンスを確保するためにも必要な廃棄物処理法や水濁法、海防法等の環境法令をはじめとする各種法令についての理解及び認識が十分とはいえないという側面が存在することを示していると考えられる。また、排出事業者における廃棄物処理法をはじめとする各種法令の理解及び認識が不十分であることとも、これを促進する要因の一つになっているものと推測される。

そこで、本検討会は、産業廃棄物処理業者及び排出事業者における廃棄物処理法をはじめとする環境法令等の理解及び認識の一層の強化並びに産業廃棄物処理業者及び排出事業者におけるコンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の一層の整備及び充実による法令遵守の徹底を提言する。これは、産業廃棄物処理業者あるいは排出事業者が廃棄物処理法をはじめとする各種法令遵守の徹底を図るべく、企業内のコンプライアンス体制、コーポレートガバナンス体制をより一層整備することが、欠格要件の在り方の見直し、とくに規制改革を推進するという方向性での国民的コンセンサス形成に資するものであると考えるからである。

【参考資料】

資料 1 欠格要件の在り方検討会委員名簿

資料 2 欠格要件の在り方検討会検討経緯

資料 3 廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移

資料 4 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較

資料 5 関係団体ヒアリング結果対照表

資料 1

欠格要件の在り方検討会 委員名簿

平成 17 年 5 月

(敬称略：五十音順)

氏 名	所 属
大塚 直	早稲田大学 法務研究科教授・法学部教授
北村 喜宣	上智大学 法学部教授
下井 康史	新潟大学 法科大学院助教授
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所 弁護士
○ 新美 育文	明治大学 法科大学院教授・法学部教授
森田 朗	東京大学 公共政策大学院院長

○ 座長

欠格要件の在り方検討会検討経緯

○第1回検討会

日時：平成17年6月2日（木） 14：00～16：00

- 議題：①欠格要件の在り方検討会の設置について
②欠格要件について
③「行政処分の指針について」について
④その他

○第2回検討会

日時：平成17年6月27日（月） 10：00～12：00

- 議題：①第1回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②「行政処分の指針について」に関する主な法的論点に対する考え方
について
③その他

○「行政処分の指針について」の改正

通知：平成17年8月12日付け環廃産発050812003号

○第3回検討会

日時：平成17年11月7日（月） 10：00～12：00

- 議題：①第2回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②関係団体へのヒアリングについて
③その他

○第4回検討会

日時：平成18年1月18日（水） 10：00～12：00

- 議題：①第3回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②自治体へのヒアリングについて
③その他

○第5回検討会

日時：平成18年4月13日（木） 15：00～17：00

- 議題：①第4回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②廃棄物処理法と他法令との比較について
③欠格要件の見直しの方向性について

資料2

④その他

○第6回検討会

日時：平成18年6月19日（月） 10：00～12：00

議題：①第5回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②欠格要件の見直しの方向性について

③その他

○第7回検討会

日時：平成18年10月6日（金） 15：00～17：00

議題：①第6回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②欠格要件の見直しの方向性について（10月6日版素案）
③その他

○第8回検討会

日時：平成18年12月5日（火） 15：00～17：00

議題：①第7回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②欠格要件の見直しの方向性について
③その他

○第9回検討会

日時：平成19年2月20日（火） 10：00～12：00

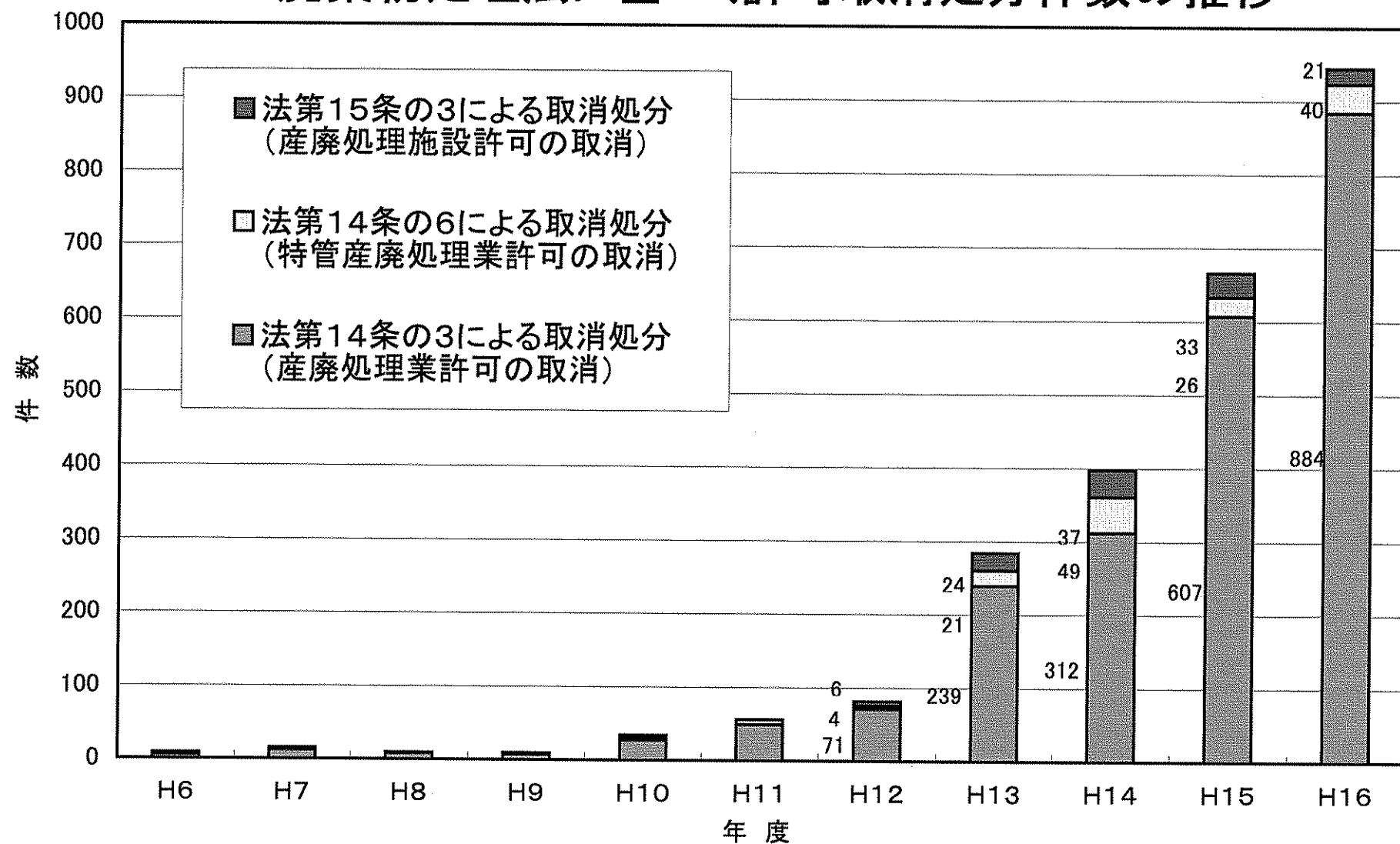
議題：①第8回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②自治体／関係団体へのヒアリング
③欠格要件の見直しの方向性について
④その他

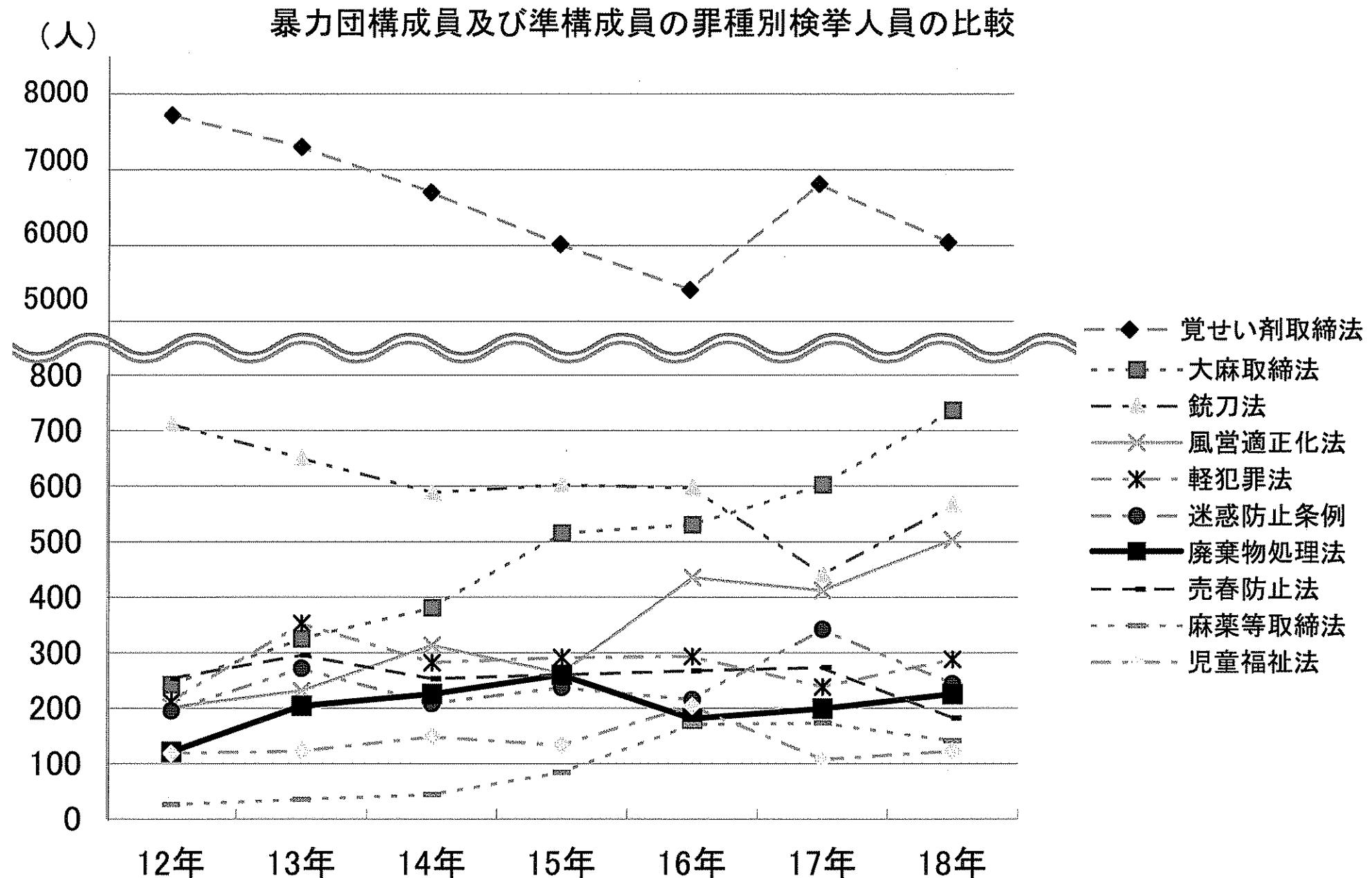
○第10回検討会

日時：平成19年3月19日（月） 10：00～12：00

議題：①第9回欠格要件の在り方検討会議事要旨について
②欠格要件の在り方検討会「報告書」について
③その他

廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移





出典:平成18年暴力団情勢(平成19年2月 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、同部企画分析課)

関係団体ヒアリング結果対照表

	(社)日本経済団体連合会	(社)全国産業廃棄物連合会	地方公共団体A	地方公共団体B	地方公共団体C	地方公共団体D
取消しの義務化	義務的取消しは処理業の許可のみとし、処理施設の設置許可については裁量的取消しとすべき。	軽微な法違反については裁量的取消しとすべき。		欠格要件の適用について特に問題となったことはない。		課題が残るもの、欠格要件強化の方向性そのものについては一定の評価ができる。
役員等の私的犯罪	役員等の私的犯罪は義務的取消しの対象外とすべき。	同左				
その他環境法令違反	環境法令違反を重大な刑法犯と同様の取扱いにするのは疑問。環境法令違反の場合は、処理施設の設置許可のみならず処理業の許可も裁量的取消しとすべき。	産業廃棄物処理業が環境ビジネスである以上、環境法令違反で許可が義務的に取り消されるのはやむを得ない。			事故や過失によりその他環境法令に違反しただけでは、適正処理が期待し得ないとまでは必ずしも解せないケースもある。	
監査役の役員等該当性	監査役を役員等から除外すべき。	同左				
黒幕条項中の5%条項	5%条項は総合的に判断すべき。	5%という数値自体に合理性はなく、一律に判断するべきではない。				
無限連鎖(ドミノ倒し)	監査役は複数の法人と兼務関係にある場合が多く、これら全ての企業にリスクが及ぶのは問題。		連鎖取消しには一定の歯止めが必要である。			
その他(意見・要望)	①複合的な経営を行っている企業では、特定の事業所で欠格要件に該当した場合、他の事業所における許可に影響するなど経営リスクが増大し、企業の経営構造が歪められかねない。 ②欠格要件該当が個別リサイクル法の認定に影響を及ぼさないよう個別リサイクル法の規定や運用を見直すべき。	①建設業法のように、許可取消し後にその原因を排除すれば再度許可を取得できるように運用すべき。 ②欠格要件に該当した事実を自己申告した場合には、罪一等を減するなどのインセンティブを設けるべき。		①他法令との比較において、廃棄物処理法を厳格に運用することに対する批判は、欠格要件の議論においては本末転倒。 ②仮に許可取消しの要件を緩和する法改正を行う場合は、公平性の観点から、十分な法的整理が必要。		現行の規定では、法人役員が逮捕されても刑が確定するまでの間に当該役員が解任された場合には、「おそれ条項」に該当しない限り、許可を取り消すことができないなど、取消処分遅れの事例が存在する。したがって、廃棄物処理法の改正など、取消処分遅れを防ぐための方策が必要。